

役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本木材加工技術協会（以下「本協会」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48条）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49条）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い、発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、第4条に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 役員には、役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職手当を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員の定例報酬月額の上限は、次のとおりとし、支給額については会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- (1) 専務理事 500,000円
- (2) 常任理事 400,000円

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(退職手当)

第6条 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職手当の額は、在職1月につき、退職の日におけるその者の本俸

月額に 100 分の 24 以内を乗じて得た額とし、会長が理事会の承認を得て決定する。

なお、在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1 月に満たない端数が生じたときは、1 月とする。

(費用)

第 7 条 本協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もつて支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第 8 条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 9 条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成 22 年 9 月 17 日理事会議決)